

税制係の事務

△(1) 税務行政の企画調整及び税制の調査研究に関すること

- 新税の検討、数年前に1度検討会。(平成12年度)
- 埼玉県では、新税『みどりの環境税』の導入を検討中。

☆(2) 税務に係る条例等の制定改廃に関すること

- 入湯税の新設(15年9月改正)
- 地方税の改正に対応し、市税条例の改正
(地方税法の改正は例年3月末)

☆(3) 税務に係る広報について

- 広報かわぐちへの掲載
- 電光掲示板・広報表示板への掲載(西川口駅前、道の駅・本庁舎1階ロビー)
- 広報車による納税広報
- 市税のしおりの作成
- イベントに参加して、税広報。(予算削減により17年度から中止)

(4) 税務職員の研修に関すること

- 定期異動者のうち、税未経験者に対し、税の基礎知識の研修の実施。
- 各種団体の税務研修に参加の斡旋、取りまとめ。

☆(5) 固定資産評価審査委員会事務

- 価格について不服がある場合には、川口市固定資産評価審査委員会に固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後60日までに審査の申出をすることができる。
- 弁護士、税理士、宅地建物取引主任者
(委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。)
- 不服申立て。市税の賦課決定や差押さえなどの処分について不服がある人は、市長に対して不服申立てをすることができる。

△(6) 税務に係る電算業務の統括及びシステム開発の企画

- 電算の経験者がおらず、通常業務としても電算を扱っておらず、電算に不慣れなため出来ないのが現状。
- 税務の現場も未経験者である。

☆(7) 各種協議会等の連絡調整

- 税複数課にまたがる協議会の調整
- 埼玉縣市町村税務協議会の会長市として事務局

(8) 税制全般に係る連絡調整

- 税複数課にまたがる税務事務の調整

(9) 統計書の作成

○市税概要の作成